

香川県報



号外

平成15年

4月15日（火曜日）

目次

規則

●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
（環境・水政策課） 一

告示

平成十三年香川県告示第百九十号（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為）の廃止
（環境・水政策課） 一五

規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成十五年四月十五日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（香川県行政組織規則の一部改正）

第一条 香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條環境・水政策課の項第八号を次のように改める。

八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に関する（い）。

（香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可

（香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第三条 香川県環境影響評価条例施行規則（平成十一年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項イ中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条の八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に改める。

（鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行細則の一部改正）

第四条 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）」及び「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）」に改める。

第二条の見出しを「（鳥獣捕獲等許可申請書）」に改め、同条第一項中「第十二条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の場合 第一号 様式

第二条第一項第二号中「愛がん飼養」を「愛がんのための飼養」に、「鳥獣を捕獲する」を「行う鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の」に改め、同項第三号中「鳥獣を捕獲し、又は鳥類の卵を採取する」を「行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の」に改め、同条第二項中「有害鳥獣駆除を目的として法第十二条第一項」を「有害鳥獣捕獲をするため法第九条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

「この場合において、第二号に掲げる書類は、省令第七条第一項に規定する証明書とする。

第二条第二項第一号中「鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿」を「鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿」に改め、同項第二号中「鳥獣の捕獲」を「有害鳥獣捕獲」に、「有害鳥獣駆除依頼書」を「有害鳥獣捕獲依頼書」に改める。

第三条中「有害鳥獣駆除の目的で」を「有害鳥獣捕獲に係る」に、「駆除」を「捕獲等又は採取等」に改める。

第四条第一項中「有害鳥獣駆除」を「有害鳥獣捕獲」に、「第十二条第一項」を「第九条第一項」に、「したときは、同条第三項の許可証」を「したとき、又は同条第八項の従事者証を交付するときは、同条第七項の許可証又は当該従事者証」に改める。

第五条中「を捕獲しよう」を「の捕獲等をしよう」に、「第十二条第三項」を「第九条第七項」に、「捕獲目的」を「捕獲等の目的」に改める。

第六条中「第十二条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条の前の見出しを削り、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして、「（公聴会の運営）」を付する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「第一条ノ三五項又は第一条ノ五六六項（法第一条ノ六第二項、第八条ノ三第九項及び第八条ノ八第四項）」を「第七条第四項（法第十二条第五項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十八条第六項（法第二十九条第四項）」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）

第七条 法第二十九条第七項ただし書の知事が定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下であるもの

二 単木択伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐

三 次に掲げる工作物の設置

イ 住宅及びこれに附属する工作物

ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑

ハ 炭焼小屋、作業小屋又は募舎

ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設

ホ その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所

ヘ その高さが五メートル以内の展望台

ト その延長が五百メートル以内の歩道

チ その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊

戯施設

リ その面積が十五平方メートル以内の公衆便所

ヌ その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の

仮工作物

ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物

ロ その延長が五百メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物

ワ 自然木を利用した仮設軽索道

カ 既存工作物に附属する工作物であつて、その高さが五メートル以内であり、か

つ、その面積が十五平方メートル以内のもの

第十五条の次に次の二条を加える。

（鳥獣保護員）

第十六条 法第七十八条第一項の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため香川県鳥獣保護員（以下「鳥獣保護員」という。）を置く。

- 2 鳥獣保護員は、鳥獣の保護及び狩猟に関する知識経験のある者のうちから知事が任命する。
 - 3 鳥獣保護員の任期は、二年とする。ただし、補欠の鳥獣保護員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 鳥獣保護員は、再任されることができる。
- (書類の様式等)
- 第十七条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。
- 一 省令第七条第七項に規定する従事者証の交付の申請書 第六号様式
 - 二 省令第七条第九項、第十五条第五項、第四十八条第五項又は第六十五条第九項に規定する許可証等の再交付の申請書 第七号様式
 - 三 省令第七条第十二項若しくは第十三項、第十五条第七項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による許可証等の亡失の届出書 第八号様式
 - 四 省令第十五条第一項に規定する指定猟法の許可の申請書 第九号様式
 - 五 省令第三十九条第一項に規定する特別保護地区内における行為の許可の申請書 第十号様式
 - 六 省令第四十八条第四項又は第六十五条第八項に規定する住所等の変更の届出書 第十一号様式
- 2 省令第七条第十項若しくは第十一項又は第十五条第六項の規定による届出は、第十一号様式による届出書により行わなければならない。
- 第一号様式から第九号様式までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ⑩ ほか 名(別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	鳥 獣 に よ る 生 活 環 境 、 農 林 水 産 業 又 は 生 態 系 に 係 る 被 害 の 防 止
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は 採取等をする鳥類の卵の 種 類 及 び 数 量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の 処 置	
省令第7条第1項第7号に規 定する場合に該当するとき は、その場所の位置、名称及 び 理 由	
狩猟免許の種類並びに狩猟免 状の番号及び交付年月日	猟免許 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該 銃器の所持について現に受け ている許可に係る銃砲所持許 可番号及び許可年月日	号 年 月 日
有害鳥獣による被害者本人が 捕獲等又は採取等しよう とする場合は、その被害状況	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲又は採取の目的	愛 が ん の た め の 飼 養
捕獲又は採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲又は採取の区域	
捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲又は採取の方法	
捕獲又は採取をした後の処置	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量	
申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがある場合は、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ⑩ ほか 名(別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処 置	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
狩猟免許の種類並びに狩猟免許状の番号及び交付年月日	猟免許 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている許可に係る銃砲所持許可番号及び許可年月日	号 年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

有害鳥獣捕獲依頼書

年 月 日

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ㊟

次のとおり有害鳥獣捕獲を依頼します。

被 依 頼 者	住 所			
	職 業			
	氏 名	*ほか 名		
	生 年 月 日	年	月	日
捕獲等又は 採取等を 依頼する 鳥獣又は 鳥類の卵	種 類			
	数 量			
区 域 又 は 場 所				
期 間		年	月	日から 年 月 日まで
被 害 状 況				
依 頼 す る 理 由				

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

従事者証交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地	
名 称	
代表者の氏名	(印)

従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号			
捕獲等又は採取等に従事する者			
住 所	職 業	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

許可証等再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所		香川県証紙欄 (消印してはならない。)
職 業 (名 称)		
氏 名	*代表者 ⑩	
生 年 月 日	年 月 日	

許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により申請します。

許 可 証 等 の 種 類	許可証 狩猟免状	従事者証 狩猟者登録証	指定猟法許可証 狩猟者記章
番 号			
交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 の 理 由			

注1 該当する項目の に、レ印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

許可証等亡失届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	①
生 年 月 日	年 月 日

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

許可証等の種類	許可証 狩猟免状	従事者証 狩猟者登録証	指定猟法許可証 狩猟者記章
番 号			
交 付 年 月 日		年 月 日	
亡 失 年 月 日		年 月 日	

注1 該当する項目の に、レ印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

指 定 獵 法 許 可 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	①
生年月日	年 月 日
電話番号	

指定獵法により鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の許可を申請します。

指 定 獵 法 の 種 類	
指定獵法によらなければならぬ理由	
捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
捕 獲 等 の 区 域	
捕 獲 等 を する 鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
電 話 番 号	

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により申請します。

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況(木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)	
行為の施行方法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第1条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法)	
行為の着手及び完了の予定日	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
他 法 令 の 措 置 状 況	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第九号様式の次に次の二様式を加える。

住所等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ⑩
生年月日	年 月 日

住所、氏名等の変更をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

狩猟免許等の種類	狩猟免許 従事者証	狩猟者登録証 指定猟法許可証	許可証
番 号			
交 付 年 月 日	年 月 日		
変 更 前			
変 更 後			
変 更 の 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

注1 該当する項目の ⑩ に、レ印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第五条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第一百七号)の一部を次のように改める。

別表第二の三の項中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」に、「有害鳥獣駆除」を「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」に改め、同項イからホまでを次のように改める。

- イ 法第九条第七項に規定する許可証
 - ロ 法第九条第八項に規定する従事者証
 - ハ 省令第七条第一項及び第七項に規定する申請書
 - ニ 省令第七条第十四項の規定による返納に係る許可証及び従事者証
 - ホ 規則第四条第一項及び第二項に規定する腕章
- 附則

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

告 示

香川県告示第二百四十二号

平成十三年香川県告示第九十号(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為)は、平成十五年四月十五日限り廃止する。

平成十五年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十五年四月十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています